

Title	能《舟橋》にみる鬼についての一考察：身を責める「心の鬼」から
Author(s)	澤野, 加奈
Citation	演劇学論叢. 2008, 9, p. 25-35
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/97483">https://doi.org/10.18910/97483</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 能《舟橋》にみる鬼についての一考察

——身を責める「心の鬼」から——

澤野 加奈

はじめに

よく知られている和泉式部の歌には、「物思へば沢の虫もわが身よりあくがれ出づる魂かとぞみる」(『後拾遺集』)とあり、身から魂が遊離するものとされている。また、『古今和歌集』には、「人を思ふ心は我にあらねばや身のまどふだに知られざるらむ」(恋一、読人しらす)という歌がある。人を思う心はもう私ではなくなってしまうのか、身がとまどっていることを知らないという。魂と心は質の異なるものではあるが、どちらも身とは別にはたらいで、精神の活動をあらわすものになるだろう。

能《舟橋》には、魂が「心の鬼」となって身を責めるといふ内容の詞章がみえる。シテの魂(心)から成る鬼は、「執心の鬼」として現れるシテの身を責めることになる。本稿では、自分の身を責める鬼と責められる鬼の関係について

検討し、そこから《舟橋》における「中ノリ地」の理解へと繋げてみてゆくことにする。

## 一 「心の鬼」について (一)

《舟橋》では、川を隔てた男女が逢うことを厭う一親が、橋の板を取り外しておいたため、男女は橋の上から落ちて空しくなる。幽霊となってあらわれる男女のシテとツレは、邪淫の罪の報いとして苦患を受けるといふ内容の能である。《舟橋》の前場では、死後の状況が次のように語られている。

〔語り〕シテ「……かけてたのみし橋のうへより、かつぱと落ちてむなしくなる。へ妄執といひ因果といひ、其ま、三途にしづみはてて、紅蓮大紅蓮の水にとぢられて、

〔歌〕地へうかぶ世もなき苦しみの、海こそあらめ川橋や、磐石におされ苦を受ける

〔クセ〕へさらばしづみもはてずして、玉しいは身をせむる心の鬼と成かはり、猶恋草のことしげく、恋慕のおもひにこがれ行、舟橋のふるき物がたり、誠は身の上なり、我跡とひてたび給へ

シテは橋から落ちると、そのまま三途の川に沈み、地獄の苦しみを受ける。ところが、魂は沈み果てず、「心の鬼」に成り変わって身を責める。

「心の鬼」という語は、『蜻蛉日記』や『源氏物語』などに用例がみえるが、時代によってその意味は変容するようである。「心の鬼」の成立の背景については、南波浩氏、田中貴子氏、森正人氏らによる詳細な検討がある。<sup>1)</sup> 森氏が平安時代における「心の鬼」の用法をまとめられているのでそれを参照すれば、十世紀後半の仮名文の世界では、「自らの心のうちに内省的な視線を向ける王朝人は、心の奥にもう一つの心、我が心でありながら混沌として親しめない心、隠して人に見せたくない心を見つめ、それを目に目えぬ鬼、隠れ籠もる鬼になぞらえて、『心の鬼』と名付けた」とされ、十二世紀前半には、「秘密にしていることを知られはしないかと恐れる、あるいは内心ひそかに恐れを抱く

という意味を派生させた。その背景として、一般に鬼は目に見えぬ存在であると同時に、恐ろしい存在と見る視線が、『心の鬼』という語にも向けられるようになったからであろう」とされている。<sup>2)</sup>

能のなかにみる「心の鬼」は、もっぱら「身を責める」という文句と関連させて使用されており、平安時代までの用法からははずれたものとなっていると言えよう。「心の鬼」には、鬼という語が含まれていることから、鬼の役割を投影した用語として、能のなかにあらわれたと考えることができるかもしれない。たとえば、十二世紀成立とされる『地獄草子』では、裸形の獄卒が、罪人を猛火のなかに投げ入れたり、臼に入れてすり潰したりなどし、また馬頭羅刹は罪人を追いかけたりなどしている。田中氏は、「心の鬼」が原義からはずれ、「邪心を責めさいなむ存在へと転換を遂げたことの要因」として、『地獄草子』の絵画や屏風絵などをとりあげ、「仏教色濃厚な鬼の視覚的イメージ」が影響をあたえているとされており、『心の鬼』の意味が地獄の鬼のイメージといった言葉の外部からの影響を受けて変化を遂げたという推測は、観世元雅作といわれる謡曲の『歌占』の文脈に於いて形を成して現れる」と指摘されている。

田中氏の論にあるように、「心の鬼」は『舟橋』だけで

なく、能《歌占》の「クセ」にもみえる。《歌占》の「クセ」は、もともと「地獄節曲舞」として作られた詞章である。そこで、次節では「地獄節曲舞」についてみておくことにする。

## 二 「心の鬼」について（二）

### — 「地獄節曲舞」から —

応安の頃から至徳年内につくられた本格的な曲舞として、『五音』のなかで紹介されている「地獄節曲舞」の注記には、南阿弥曲付、〈作書山本百万能之内〉と記されている。作書した山本の素性に関しては不明だが、南阿弥は足利義満に近侍し、永徳元年（一三八二）に没している。そのことからみても「地獄節曲舞」は、比較的はやい時期に成った曲舞ということになる。「地獄節曲舞」における、「心の鬼」の表現を次にみておく。

ざんすい地獄の苦しみは、白中にて身を斬る事、せつたつして、地らきたり、一日の其うちに、万死万生也、劍樹地獄の苦しみは、手に劍の木をよづれば、はくせきれいらくす、足に刀山踏む時は、劍樹ともに解すとかや、石割地獄の苦しみは、りやうぐわいの、大石もろくくの、罪人を砕く、つぎの火盆地獄は、頭に火炎

をいたゞけば、はくせきの骨頭より、炎々たる火を出す。ある時は、焦熱大焦熱の、ほのほにむせびある時は、紅蓮大紅蓮の、氷に閉ぢられ、鉄杖頭を砕き、火燥足裏を焼く。餓えては鉄丸を呑み、渴しては、銅汁を飲むとかや、地獄の苦しみは無量なり、餓鬼の苦しみも無辺なり、畜生修羅の悲しみは、われらにいかで勝るべき、身より出だせる咎なれば、心の鬼の身を責めて、かやうに苦をば受くるなり

地獄においては、白で身を斬られ、手足は刀剣につらぬかれ、大石によつて押し砕かれる。また別の時には、氷に閉じ込められ、猛火に焼かれ、銅汁を飲まされるといった苦しみを受ける。

こうした地獄の様相は、『目連救母経』の記述にみえる文句と重なるところが多い。貞和二年（一三四六）に、法祖という僧によつて重刊されている『目連救母経』では、目連が母を捜して地獄に赴き、罪人が受ける地獄の苦しみを見て廻る。目連が目にする地獄の光景と、「地獄節曲舞」の内容とが重なる部分を、『目連救母経』から取り上げると、次のようなものである。「剉確地獄」では、「在剉確白中。斬身千段。血肉狼藉。毎日之中。萬死萬生。」といった苦しみを受け、「劍樹地獄」では、「手拳劍樹。百節零落。

脚踏刀山。千肢俱解。」とし、「石磙地獄」では「両塊大石。磙諸罪人。」という。また「火盆地獄」では、「頭戴火盆。百節骨頭。炎炎火出。」などとして、その後には「飢吞鐵丸。渴飲銅汁。」といった文句がみえる。

『目連救母經』には、經の内容に対応する絵画が付されており、髪を逆立てた獄主や裸形の獄卒が、罪人の身を裁断し、銅汁を飲ませるなどの責め苦を与えている様子が描かれている。『目連救母經』にみる地獄の描写がそのまま写されている「地獄節曲舞」においては、人の身を責める鬼に相当する箇所を、「心の鬼」という語によって表現していることになる。

ここで、能のなかに「心の鬼」が取り込まれてゆく次第について考えてみると、『舟橋』は『申楽談儀』において、世阿弥の作書した能として挙げられているが、それに続く『申楽談儀』の記述には、「佐野の船橋は、根本田楽の能也。然を書き直さる。昔能也しを、田楽もしければ、久能也」とあり、田楽で演じられていた能を世阿弥が書き直したものであることが分かる。「心の鬼」が身を責めるといふ文句が、田楽の能のなかにあったかどうかについては判然としないが、『舟橋』の詞章よりも地獄の様子を詳しく描く「地獄節曲舞」において、「心の鬼」が身を責める獄卒として扱われる契機があるように思われる。「心の鬼」が身を責

めるといふ文句を、古作の能から山本が「地獄節曲舞」に取り入れたと考えるよりも、『舟橋』を世阿弥が改作した際に、既存の「地獄節曲舞」から『舟橋』の詞章へ取り入れたと考えるほうが蓋然性が高いと言えるだろう。

そうした「地獄節曲舞」の詞章では、「身より出だせる咎なれば、心の鬼の身を責めて、かやうに苦をば受くるなり」とされている。「身より出だせる咎」の身という語から連鎖して心という語が引き出され、そこから「心の鬼」といふ語句を想起して詞章のなかに用いたのかもしれない。いままでみてきたように、「地獄節曲舞」において「心の鬼」が身を責めるものとして扱われる背景には、『目連救母經』にみるような罪人を責める獄卒の姿があると言えらるだろう。獄卒を「心の鬼」と表現することで、「心の鬼」が身を責めるといふ独自の文句が能のなかに継承されてゆくことになる。

また、生前の身が作りだした咎によって「心の鬼」が身を責めるといふ「地獄節曲舞」の詞章内容を、『舟橋』にみる「心の鬼」に照らし合わせてみれば、身が作りだした咎とは、恋慕による妄執ということになる。『舟橋』においては、娑婆における恋慕を業因として「心の鬼」が生じ、獄卒のように身を責めるといふことになるだろう。

以上、「心の鬼」が、地獄で獄卒のように身を責めると

いう内容についてみてきたが、《舟橋》の〔中ノリ地〕にも、シテの身を責める鬼が描かれている。シテの身が獄卒によって責められるという状況を踏まえて、以下では〔中ノリ地〕の内容についてみてゆくことにする。

### 三 《舟橋》の〔中ノリ地〕の詞章について

《舟橋》の〔中ノリ地〕には、下掛りと上掛りの詞章の異同がある。まずこの節では、《舟橋》における上掛りと下掛りの詞章の異同について確認しておきたい。

後場のなかで行者であるワキが祈祷をすると、ツレが成仏する一方で、シテはいまだ妄執が晴れずにいる。シテは苦患を見せながらも、〔サシ〕では、経文の功力によって成仏できたことを感謝する。この〔サシ〕につづく〔掛ヶ合〕の内容が、上掛りと下掛りとで異なっている。上掛りの詞章を、次に掲げてみる。

ワキへ痛はしやいまだ邪姪の業深き、其執心を振り捨てて、猶々昔を懺悔し給へ

ツレへ何事も懺悔に罪の雲消えて、真如の月も出つべし  
シテへ五障の霞の晴れ難き、春の夜の一時に、蝶の夢の戯れに、いでいで有様見せ申さん

〔観世元頼節付本〕、適宜漢字を当てた

上掛りでは、成仏できたツレに対して、シテは悟りを妨げる五つの障りが晴れ難いものであるとし、一人で昔の罪業を告白してみせるかたちになっている。それに対し、下掛りの〔掛ヶ合〕は、次のようなものである。

ワキへ不思議やな幽霊現はれ給ふぞや、其執心をふり捨て、成仏の縁となり給へ

シテへ何事も懺悔に罪の雲消て、真如の月も出つべし、五障の霞の晴やかなる、春の夜の一時、胡蝶の夢のたはぶれに、いでいで有様見せ申さん

〔金春禪風本八郎本転写三番綴本〕、適宜漢字を当てた

下掛りでは、行者の功力によって、シテはツレとともに障りが晴れたものとし、胡蝶の夢の戯れとして死に至る過程と死後の有様をみせる。このように、上掛りと下掛りとは、シテの抱えている執心の度合いに違いがあると言えよう。

下掛りと上掛りの詞章については、徐禎完氏がすでに本文の差異を検討されている<sup>5)</sup>。前場におけるシテの文句を、上掛りでは「この舟橋を道として夜な夜な通ひけるに」と

しているところを、下掛りでは「更け行鐘を境にて此橋の辺に出たりしを」としている。この後に続く前場の「クセ」には、上掛り・下掛りともに、「鐘こそ響け夕暮の、空も別れに成にけり」という詞章があり、鐘という語が下掛りの本文において連携していることになる。こうした事例をいくつかあげられ、下掛りにおける本文のつながりが緊密であることを指摘されている。また、後場の「上ノ詠」である「東路の、佐野の舟橋取り放し、親し離くれば、妹に逢はぬかも」をとりあげて、上掛りではシテが謡うところを、下掛りではツレが上の句を担当しているとし、「掛ヶ合」以降をシテが一人で演じる上掛りよりも、ツレが終曲部まで登場する下掛りの方が、古態の面影を残していると結論付けられている。

右にみる徐氏の指摘については首肯し得るものと思われるが、本稿においても《舟橋》の「中ノり地」における、下掛りと上掛りの詞章の異同について検討しておきたい。次に、「中ノり地」を下掛りの詞章によって掲げる。

シテへ執心の鬼と成てく、ともに三途の川橋のはし  
柱にたてられて、悪龍のえじきにかはり、ほどなく生  
死、娑婆の妄執、邪姪の悪鬼と成て、我と身をせめ苦  
患にしづむを、行者の法味功力により、真如発心の玉

橋の、真如発心の玉橋の、うかめる身とぞなりにける  
く

下掛りにおいて、「悪龍のえじきにかはり」（傍線部）とされているところを、上掛りでは「悪龍の気色に変はり」としている。「執心の鬼」となった後ジテが、下掛りの詞章では悪龍の餌食になるが、上掛りでは悪龍の姿になるという相違が生じる。どちらが《舟橋》の「中ノり地」において、より適切な内容であるかを考えるにあたり、男女が橋柱に立てられる三途の川という設定に留意してみたい。たとえば、日蓮の『十王讚嘆鈔』（建長六年（一二五四））には、三途の川について、「波の中の衆の毒蛇有りて、罪人を責め食らふ。又上より大磐石流れ来て、罪人の五體を打摧く事微塵の如し。死すれば活かへり、活かへれば又摧く。水の底に沈まんとすれば、大蛇口を開いて飲まんとす」と記されている。三途の川では、大蛇が口を開いて罪人を責め食べ、磐石が罪人の体を砕く。罪人は死んでは生れかわり、生き返ればまた苦しみを受けるという。このように、大蛇が罪人を食べるという三途の川の有様からみれば、《舟橋》にみる男女二人は、悪龍の餌食になったとする詞章のほうが自然であろう。また、《舟橋》には「ほどなく生死」という詞章が続いており、生き死にを繰り返すとされている。

る。悪龍の姿になったあとに生き死にを繰り返すとするよりも、悪龍の餌食となって死んだあとに生きかえり、また磐石の苦患を受けると捉えたほうが、生き死にを繰り返すことの意味が明確になるように思われる。以上のことから、下掛りの詞章が本来のかたちであると考えておく。

世阿弥の《舟橋》が、下掛りの詞章に継承されていると想定するならば、世阿弥以後に悪龍の餌食から悪龍の姿への改訂が行われ、上掛りの詞章になったということになるだろう。そのことは、さきにもた「掛ヶ合」のなかで、下掛りのシテが悟り得たのに対し、上掛りではシテが容易に悟り得ずにいるといったような、シテの執心の強さを示す内容の改変と連動していると考えられるかもしれない。

この節では、《舟橋》の下掛りと上掛りの詞章の異同から「中ノリ地」の内容を確認してきたが、次節では、「中ノリ地」にみえる「邪姪の悪鬼」について検討し、「執心の鬼」との関係についてみてゆくことにする。

#### 四 「邪姪の悪鬼」について

《舟橋》の後シテは、黒頭をかぶり、法被を着た姿で舞台上に登場する。「中ノリ地」にみる「執心の鬼」とは、シテの男をさすものである。男の身は「執心の鬼」となって、

ツレとともに三途の川の橋柱にたてられる。

シテの身が、その後に通った有様を「中ノリ地」においてみれば、「ほどなく生死、娑婆の妄執、邪姪の悪鬼と成て、我と身を責め苦患に沈む」という詞章が続いている。日本古典文学大系『謡曲集』の頭注では、「すぐにまた生死を繰返し、娑婆に残した邪淫の妄執ゆえの悪鬼となり、自分が自分の身を苦しめ」とされている。また、『謡曲大観』では上掛りの詞章を本文に用いて、「中ノリ地」の現代語訳が次のように示されている。「かうして、私どもは執心の為に鬼となつて、三途の川の橋の人柱にせられ、悪龍の姿となり、やがてはまた生死の迷界にさすらひ、娑婆の妄執に悩む邪姪の悪鬼となり、われとわが身を責めて、苦患に沈んでいましたが、今行者の修法功德によつて、佛の道を悟り、清らかな佛身に成ることが出来ました」というものである。『謡曲大観』の訳によれば、シテは執心の為に鬼になったそのあとに、娑婆の妄執に悩む邪姪の悪鬼となつてわが身を責めることになる。『謡曲大観』や日本古典文学大系『謡曲集』では、時間的な経過によつて、シテの姿が「執心の鬼」から「邪姪の悪鬼」へと変貌したものと捉えられていると言えるだろう。

しかし、「邪姪の悪鬼」というものの内実をみてゆくと、諸注釈とは違った捉え方ができるように思われる。「邪姪



の悪鬼」という語については、現行《女郎花》の詞句にもみえるので、そこでどのように用いられているか確認してみたい。《女郎花》は、謡・曲舞の数々が記されている『五音』（永享六年以前成立）において、「女郎花 亀阿曲」として一節が挙げられているが、現行《女郎花》の詞章とは一致せず、永正二年（二五〇五）の金春大夫所演の《頼風》が、現行《女郎花》をさすものであらうと考えられている。現行《女郎花》は、川に身を投げた頼風とその妻が、ワキに用いを求めるというものだが、次に「ノリ地」の詞章掲げる。

へ 邪姪の悪鬼は身を責めて、邪姪の悪鬼は身を責めて、その念力の道も嶮しき、劍の山の上に恋しき人は見えたり、嬉しやとて行き登れば、劍は身を通し、磐石は骨を砕く、こはそもいかに恐ろしや、劍の枝の境むまで、へいかなる罪のなれの果てぞや由なかりける

劍の山を登るのは、後ジテの頼風であり、その頼風の身を責めるのが、「邪姪の悪鬼」である。右に示されている地獄と同様の様子が『往生要集』にもみえ、そこには「又復獄卒取地獄人置刀葉林、見彼樹頭有好端正嚴飾婦女、如是見已即上彼樹、樹葉如刀割其身肉、次割其筋」とあり、

婦女が見えたので刀葉の上に登ると、樹の葉は刀のように身の肉を割くという地獄がある。『往生要集』のなかでは、獄卒が罪人を捉えて呵責する記述が繰り返されており、現行《女郎花》において劍の山で身を責める「邪姪の悪鬼」は、獄卒として扱われていると言える。《舟橋》における「邪姪の悪鬼」もまた同様に、男の身を責めており、獄卒のはたらきに重ねることができらう。

『六道講式』には、「夫於身作三罪。殺生偷盜邪姪也」などであり、邪姪は身において作られる罪であるとされている。さきにもたように、「心の鬼」も身が作り出した罪のために生じて、獄卒のように身を責めるといふものであった。「心の鬼」と「邪姪の悪鬼」は同じ役割を担うものであり、身が作り出した邪姪のために獄卒として身を責めるものということになる。

このように、「邪姪の悪鬼」と「心の鬼」の内容が同じ獄卒であるとするならば、『舟橋』のシテである「執心の鬼」と「邪姪の悪鬼」の関係についても次のように考えられるのではないだろうか。つまり、身が作り出した咎によって「心の鬼」が生じると、その「心の鬼」は獄卒としてシテの身を責める。それと同じように、身が作り出した邪姪によって悪鬼があらわれ、その「邪姪の悪鬼」が獄卒として、「執心の鬼」となったシテの身を責めるといふことに

なるだろう。「クセ」では、三途に沈んだシテの身が、「心の鬼」という獄卒に責められる対象として描かれていたが、「中ノリ地」においても、三途に沈んだ「執心の鬼」は「邪姪の悪鬼」へと変貌するのではなく、「邪姪の悪鬼」という獄卒に責められる対象であつたと考えられるかもしれない。

いままでみてきた内容をまとめてみると、シテの身は、「執心の鬼」となり三途の川に沈む一方で、男の魂の成り変わった「心の鬼」は、「執心の鬼」である男の身を責める。「心の鬼」は身が作り出した咎を因として生じた獄卒であるが、『舟橋』において男の身が作り出した咎とは、邪姪の罪のことである。「中ノリ地」にみるように、身が作り出した邪姪が因果となってあらわれる悪鬼もまた、獄卒として「執心の鬼」の身を責めることになる。「中ノリ地」では、獄卒がシテの身を責めることを、「我と身を責め」といったように、自分で身を責めると言い表していることも、獄卒がシテ自身から派生したものであることに拠ると考えられるだろう。

己の過去の妄執が「邪姪の悪鬼」となり、「執心の鬼」となった自分の身を責めるといふ解釈を、『舟橋』の「中ノリ地」にみる下掛りの詞章に反映させれば、次のようになる。すなわち、執心の為に鬼となったシテの身はツレと

ともに三途の川に沈み、悪龍の餌食となって水屑となる。やがて生死を流転していると、今度は現世の妄執である邪姪が因となって獄卒があらわれてシテの身を責める。そのように苦患に沈んでいるところを、行者の祈祷によって浮かぶ身となることができた、ということになる。

諸注釈が示すように、シテの身が三途の川に沈んだあの有様を、悪龍の姿にかわり、やがて獄卒となって自分の身を責めるとみるならば、男の悪心の強さを示す内容になる。しかし、『舟橋』の全体の詞章を通してみれば、シテは三途の川に沈んで苦しみを受けていることを繰り返して訴えていると言えよう。シテは恨みを晴らそうとして現れているわけではなく、罪障を晴らそうとして現れているのである。そのことからみても、シテの身が悪龍や獄卒などの悪心を示す姿になるとするのは、シテの姿として相応しないように思われる。それに対し、シテの身が辿る有様を、悪龍の餌食となって生死を流転した後、さらに身が作り出した邪姪に因る獄卒によって、シテの身が責められているとみるならば、「中ノリ地」には苦患を受け続けるシテの姿が描かれていることになる。シテは邪姪の妄執による罪の報いとして、そのように重い苦患を受けていると捉えることができるだろう。

おわりに

《舟橋》における「執心の鬼」は、後ジテとして舞台上に登場するが、「心の鬼」と「邪淫の悪鬼」は、舞台上には登場しない。過去の業因から生じる「心の鬼」や「邪淫の悪鬼」といった獄卒が、シテの身を責めるといふ様子は、詞章のなかにもあらわされたものということになる。《舟橋》のシテは、執心を抱えた人間の霊ということになるが、『和名類聚抄』（承平年間（九三一―九三八）成立）には、「鬼、和名於爾、・・・人死魂神也」とあり、死者の靈魂を鬼としている。また、貞応二年（一二三三）成立とみられている『海道記』などでは、獄卒が鬼と呼ばれている。死者の霊も、獄卒も鬼と称されているように、鬼という語のもつ汎用性によって、責める鬼と責められる鬼という関係が、能の詞章上に成立することになる。

最後に、《舟橋》の詞章の内容から影響を受けていると思われる、能《砧》について言及しておきたい。《砧》には、《舟橋》と同じ詞句がいくつか使われており、《舟橋》の詞章を念頭にして作書されていると思われる。『申楽談儀』のなかで、世阿弥が「かやうの能の味はひは、末の世に知人有まじ」と評している能《砧》には、次のような詞章がみえる。

シテへさりながらわれは邪淫の業深き、思ひのけぶりの立居だに、安からざりし報ひの罪の、みだるる心のいとせめて、獄卒阿防羅刹の、咎の数の隙もなく、打てや打てやと報ひの砧、恨めしかりける

シテへ因果の妄執

地へ因果の妄執の思ひの涙、砧に掛ければ、涙はかへって火焰となって、胸の煙の炎にむせば、叫べど声が出でばこそ、砧も音なく、松風も聞こえず、呵責の声のみ、恐ろしや

《砧》のシテの女は、夫への思いが罪となり、その報いとして責め苦を受けている。『謡曲大観』では、「乱る、心の」の頭注として、「罪の身といひかけて『みだるる』といひ乱る、糸の縁で、いとせめてと続けた」とされているように、「みだるる心」の「み」が掛詞になっており、「罪の身」という意味を見出すことができる。また新編日本古典文学全集『謡曲集』では、「せめて」の頭注において、「〔乱るる心が〕責めつけて」と（獄卒が）むちで責めて』の両意をもつ」とされている。報いを受ける罪の身を、乱れる心が責めることと、獄卒阿防羅刹が咎で打つ姿とが重ねて用いられている。《砧》においても、獄卒は舞台上にはあらわれず、シテの謡いの詞章から獄卒に責められている様子

を知るようになる。このように《砧》の詞章には、「心の鬼」が獄卒のように身を責めるといった内容が、反映されていると言えるのではないだろうか。

以上、心が身を責めるといふことと、獄卒が身を責めるといふことが表現として重なるものであることを踏まえ、《舟橋》におけるシテの男が辿る有様についてみてきた。《舟橋》では身が作り出した邪淫に因る獄卒があらわれ、三途の川に沈んだ男の身を責める。現世での恋慕の妄執から、責める鬼と責められる鬼の両方が生じたものとして考察し、《舟橋》の詞章の内容についての解釈を試みた。

## 注

- (1) 南波浩氏『紫式部集全評釈』（昭和五十八年、笠間書院）。  
田中貴子氏「『心の鬼』考」（『池坊短期大学紀要』第二十二号、平成四年六月）。
- 森正人氏「心の鬼の本義」（『文学』平成十三年七月八日）、「心の鬼の本義（承前）」（『文学』平成十三年九月一〇月）。
- (2) 森正人氏「門と車と鬼をめぐる贈答歌―其俊集と康資王母集を釈して心の鬼に及ぶ―」（『国語国文学研究』三十七号、平成十四年二月）。
- (3) 新潮日本古典集成『謡曲集』（下）〈百万〉解題に、「地獄節曲

舞』の後半は、『目連経』に基づくことは、落合博志氏の注目されたところである」という指摘がある。

- (4) 宮次男氏「目連救母説話とその絵画―目連救母経の出現に因んで―」（『美術研究』二五五号、昭和四十四年三月）。宮次男氏の解題によれば、『天竜寺造営記録』にみる康永元年（三三二）の天竜寺上棟に際し、首座の春屋妙葩に従って、知客として出席していた「法祖」と同一人物である可能性が強いとされている。また、経の出版にあたって、奥書にみる助縁の石塔、赤松、細河、佐々木、島田などの姓から、幕府要人が関係していたのではないかと推測されている。

- (5) 徐楨完氏「『船橋』の改作と変遷」（『名古屋芸能文化』七号、平成九年十二月）。

- (6) 日本古典文学大系『謡曲集』（昭和三十五年十二月、岩波書店）。

- (7) 『謡曲大観』（昭和六年二月、明治書院）。

- (8) 新編日本古典文学全集『謡曲集』（平成十年十月、小学館）。